

IASB 公開草案「IFRS 第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用（IFRS第4号の修正案）」に対するコメント・レター

ASBJ 研究員 くらなが まこと
倉永 誠

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）から2015年12月に公表された公開草案「IFRS第9号「金融商品」のIFRS第4号「保険契約」との適用（IFRS第4号の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に対して、2016年2月にコメント・レターを送付している。

(1) 本公開草案の背景

IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）では、発効日が2018年1月1日以後に開始する事業年度と規定されている。一方、昨年中、IASBでは新たな保険契約基準に関する審議を継続していたことから、IFRS第9号が新たな保険契約基準より先行して適用されることが想定された。一部の関係者からは、IFRS第9号を新たな保険契約基準の前に適用した場合に追加的な会計上のミスマッチや一時的なボラティリティが発生することや、短期間に2組の大幅な会計上の変更があると多大なコストと労力を生じる可能性がある等の懸念が示された。

(2) 本公開草案の概要¹

本公開草案は現行のIFRS第4号「保険契約」（以下「IFRS第4号」という。）の修正案であり、上記の懸念に対応すべく「上書きアプローチ」と「IFRS第9号の適用の一時的免除」（以下「一時的免除」という。）の2つのアプローチが提案された。それぞれのアプローチの概要は下表のとおりである。

	上書きアプローチ	一時的免除
要件	以下の要件の両方を満たす。 • 当該金融資産を、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約に関するものとして企業が指定している。 • 当該金融資産は、IFRS第9号に従うとFVPLに分類され、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS第39号」という。）に従っていたならば、全体がFVPLに分類されるものでは	• 保険契約の発行が報告企業にとって支配的な活動である。 • 保険契約の発行が報告企業にとって支配的活動かどうかの当初の評価は、延期しなければIFRS第9号の適用開始が要求されるであろう日（すなわち、2018年1月1日以後開始する事業年度）における企業の負債総額に対する、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保

1 IASBは、2016年3月から本公開草案に対するフィードバックを踏まえた審議を再開している。IASB会議の暫定決定内容等については、「IASB Update」（英語原文はIASBのHP、和訳は当財団の会員用サイトにそれぞれ掲載）をご参照いただきたい。

	なかったであろうものである。	険契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行う（定量的な閾値は設けない。）。
会計処理	上記要件を満たした金融資産について、下記(i)と(ii)の差額を純損益から除外して、その他の包括利益(OCI)に認識することを認める。 (i) IFRS 第9号に従うならば純損益に認識されるであろう金額 (ii) IAS 第39号に従って純損益に認識された金額	報告企業単位で、IFRS 第9号の発効日を延期することを認める。
発効日	(1) 発効日は、2018年1月1日以後開始する事業年度とする。 (2) 企業がIFRS 第9号を早期適用する場合に限って、これらのアプローチの早期適用を認める。	
失効日	失効日は定めない（ただし、新たな保険契約基準が適用された時点で、本アプローチは適用できなくなる。）。	2021年1月1日以後開始する事業年度に適用することを認めない。ただし、同日後に上書きアプローチの適用を選択することができる。

(3) コメント・レターの趣旨

本公開草案に対する当委員会のコメント・レターの主な内容は次のとおりである。

- 「上書きアプローチ」を支持する。一方、「一時的免除」は本当に必要か定かではない。なぜならば、「上書きアプローチ」の実務上の負荷を考慮しない場合、「一時的免除」は次のような理由により、少なくとも望ましいものとはいえないためである。
 - ・ IFRS 第4号の範囲内の保険契約を発行する企業とそれ以外の企業との間で財務情報の比較可能性が低減する。
 - ・ 本公開草案は、新たな保険契約基準が2021年1月1日以後に開始する事業年度から発効するという強い仮定のもとに発行されたように見受けられる。当委員会は、新たな保険契約基準の重要性を踏まえ、基準が十分に理解可能で、かつ運用可能なことを確保する追加的なプロセスの可否をIASBが慎重に評価することが重要と考えているが、本公開草案の提案が今後の審議においてIASBの慎重な検討を妨げるかもしれないことを懸念する。
- 一方、IFRSを適用している日本の保険会社が極めて限定的なため、「上書きアプローチ」の実務上の負荷について、コストが便益を上回るかの分析を十分にできていない（このため、「一時的免除」に対する質問に回答していない。）。